

川西町空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西町における空き家の有効活用を通して、定住の促進と地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 川西町空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)とは、町内に存する空き家に関する情報を登録し、利用希望者に対して本町が情報を提供する制度をいう。
- (2) 空き家とは、居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない、又は居住の用に供されなくなる予定である建物をいう。ただし、川西町空家等の適正管理に関する条例(平成25年条例第3号)第2条第2号に規定する特定空家等は除く。
- (3) 所有者等とは、空き家に係る所有権その他の権利(以下「所有権等」という。)により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。

(適用上の注意)

第3条 空き家バンクは、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへ空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、川西町空き家バンク登録申込書(別記様式第1号)及び川西町空き家バンク登録カード(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(別記様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録変更届(別記様式第4号)に変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家の情報が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報登録台帳の登録を取り消すとともに、川西町空き家バンク登録取消通知書(別記様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権等に異動があったとき。
- (2) 空き家登録者より空き家バンク登録取消届(別記様式第6号)の届出があったとき。
- (3) 登録から3年を経過したとき。ただし、登録から3年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報の提供)

第7条 空き家バンク登録台帳に登録された情報(以下「登録情報」という。)の一部を、川西町及びやまがた里の暮らし推進機構のホームページ、広報誌等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃借又は売却の別
- (3) 所在地(字まで)
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要(築年、構造、間取り等)
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) その他地域における負担金、共同作業の概要等
(空き家利用希望の申込み等)

第8条 川西町空き家バンクにより空き家への入居等を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、川西町空き家バンク利用登録申込書(別記様式第7号)及び誓約書(別記様式第8号)に必要な事項を記入し、町長に申込みものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは空き家バンク利用希望者台帳に登録し、当該利用希望物件の空き家登録者等へその旨を通知するものとする。

3 空き家バンクの利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

(空き家バンク利用要件)

第9条 空き家バンクの利用要件は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費を負担し、及び共同作業等への参加ができる者
- (2) 国税及び地方税並びに公共料金を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。